

全ての子どもが幸せな生活を送れるために

北本市子どもの権利に 関する条例

令和4年10月1日 施行

このような思いが込められています

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切な権利を持っています。

私たち北本市民は日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

—条例前文から抜粋—

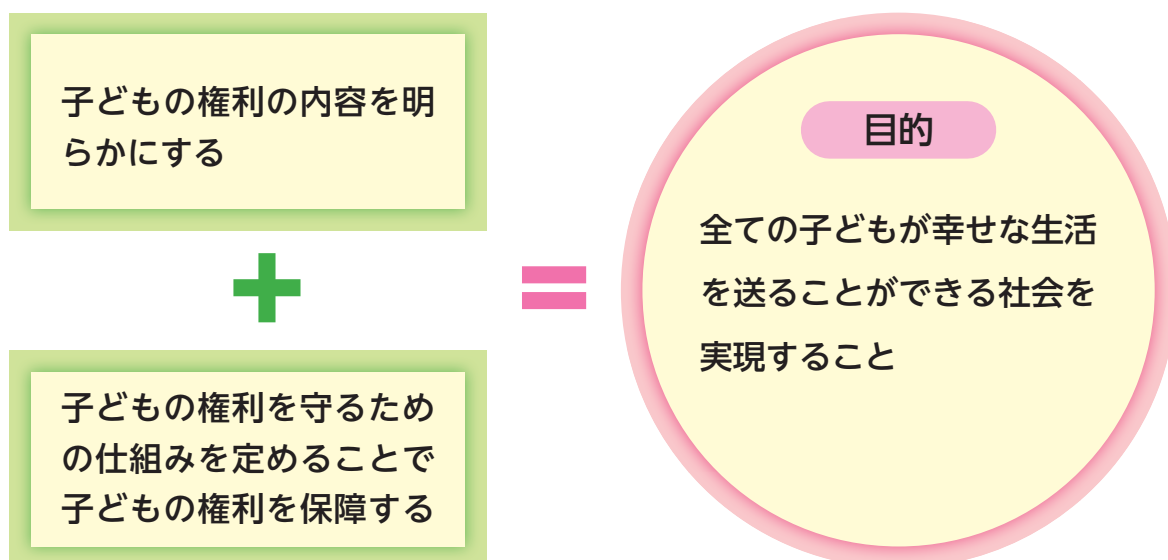


一般用

北本市

北本市子どもの権利に関する条例

この条例は、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守るための仕組みを定め、子どもの権利を保障します。



この条例において、「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

※18歳で、子ども関係施設（高校など）に通学、通所等している人を含みます。

基本理念

子どもの権利は、次のことを基本理念として、保障されなければなりません。

- 子どもまたは家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。
- 子どもの生きる権利が認められ、成長および発達が可能な最大限の範囲において確保されること。
- 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができることおよびその意見がその子どもの年齢および発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができることおよびその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

※基本理念は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に定められている4つの基本原則に沿ったものです。

子どもの権利の内容

子どもは、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っており、その権利は無条件に認められるものです。この条例では、次の4つの権利を子どもの権利として定めています。この権利は、子どもが成長・発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければなりません。

安心して生きる権利

- 命が守られ、尊重されること。
- 愛情・理解をもって育まれること。
- あらゆる差別や不当な扱いを受けないこと。
- あらゆる身体的、精神的な暴力を受けないまたは放置されないこと。
- 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- 平和・安全な環境の下で生活できること。
- 困っていることや不安に思っていることについて相談できること。



自分らしく育つ権利

- 個性が認められ、人格が尊重されること。
- 遊んだり、休んだりすること。
- 年齢・理解の程度に応じて学ぶこと。
- 芸術・文化・運動・自然に親しむこと。
- 自らに関係することについて、必要な助言や情報の提供などの援助を受け、年齢・発達に応じて自分で決めることができること。
- 地域・社会の活動に参加すること。
- 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。



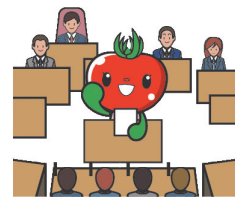
守られる権利

- あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- あらゆる搾取から守られること。
- 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- 自らの意思や考えが尊重されること。
- 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- 誇りを傷つけられないこと。



参加する権利

- 自らの意見を表明することができ、その年齢・発達に応じてその意見が尊重されること。
- 自らの意見を表明するために、必要な助言や情報の提供などの援助を受けることができること。
- 仲間をつくり、集まること。



子どもの権利を守るための仕組み

保護者・子ども関係施設・市民・市に、それぞれの役割を定め、それぞれがその役割を果たすこと

保護者の役割

養育する子どもの養育・発達について第一義的責任を有していることを認識し、養育する子どもの権利を保障します。

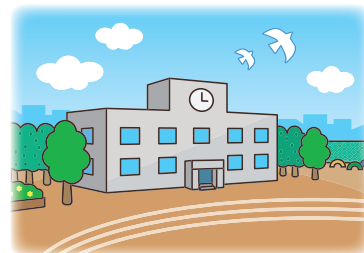
- 養育する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの成長・発達の程度に応じた養育に努めるものとします。
- 養育する子どもが権利を行使する際には、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢・発達の程度に応じた支援に努めるものとします。
- 養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、尊重するものとします。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしてはなりません。



子ども関係施設の役割

子ども関係施設（学校、保育所など）において子どもの権利を保障します。

- 子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、活動することができるよう、その施設の状態の整備に努めるものとします。
- 施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢・発達の程度に応じた適切な支援に努めるものとします。
- 子どもが、その施設の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めるものとします。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしてはなりません。
- 施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとします。
- 施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとします。



子どもの最善の利益の考慮とは、「子どもに関係のあることを行うときは、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること」をいいます。

とで子どもの権利を保障します。

市民の役割

家庭、子ども関係施設や地域の中で相互に連携・協力し、子どもの権利を保障します。

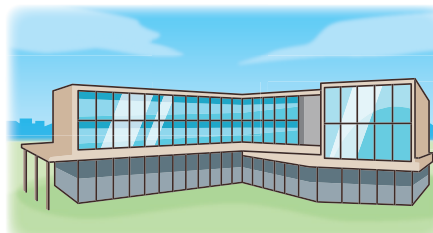
- 地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとします。
- 子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めるものとします。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしてはなりません。
- 事業者は、従業員が安心して子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、支援するよう努めるものとします。



市の役割

子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障します。

- 子どもや市民が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を適切に行使し、権利侵害があった場合は相談できるよう普及啓発します。
- 子どもが市の施策に対して意見表明する機会や子どもが社会参加する機会の確保に努めます。
- 市の施策について子どもに意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置します。
- 市の子ども関係施設で虐待・体罰を禁止し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を実施します。
- 障害や経済的困窮、ひとり親家庭、外国籍、不登校など、特別な配慮が必要な子どもに対し、必要な支援をします。
- 子どもたちの成長・発達に資する体験・交流の場や機会の提供に努めます。



子どもの権利に関する施策については、「北本市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、総合的かつ計画的に推進します。

子どもの権利に関する相談・救済など

子どもが権利侵害を受けた場合、相談・救済等の申立てができます

子どもの権利侵害に対する相談・救済のための相談窓口で、子どもやその保護者などからの相談に応じ、助言や援助などを行います。

● 相談・救済等の申立ての対象

北本市内に住む子どもか、北本市内に通勤、通学、入所、通所する子どもにかかわることについて、誰でも相談・救済等の申立てができます。

● 相談・救済等の申立ての方法

相談 電話、面談、手紙、相談フォーム

救済等の申立て 書面または口頭

● 救済等の申立てに基づく調査・調整

子どもの権利擁護委員が調査をし、関係者・関係機関と調整を行います（救済等の申立ての内容によっては、調査・調整の対象とならない場合があります）。

調査・調整の結果、必要により、是正勧告や意見表明、是正要請を行う場合があります。

子どもの権利擁護委員とは

子どもの権利の侵害の防止を図り、権利の侵害から迅速かつ適切に擁護し、救済するために設置されるものです。

相談に対する
助言・援助など

救済等の申立て
などに基づく
調査・調整

子どもの権利
に関する
普及啓発

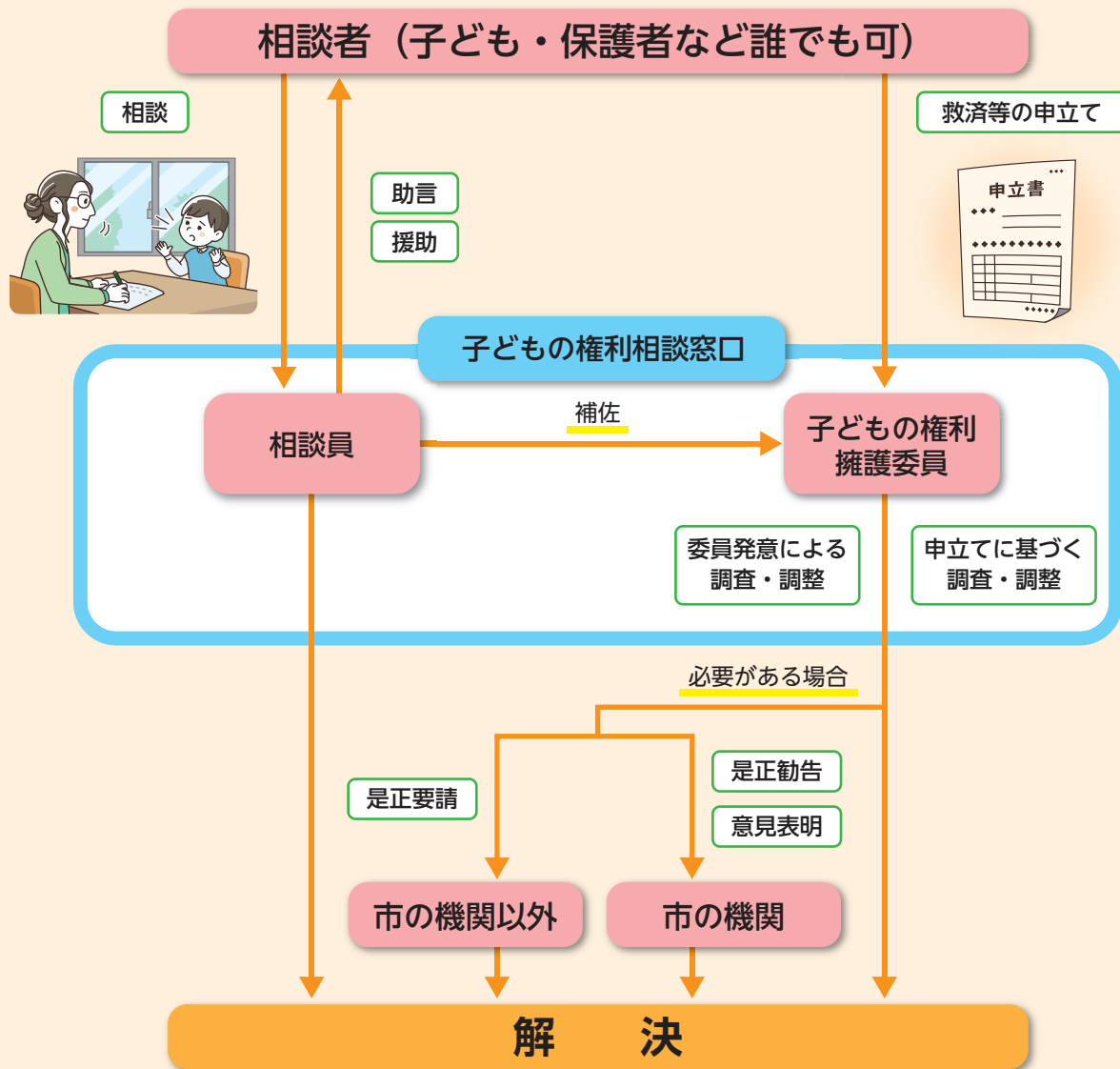
相談員とは

子どもの権利擁護委員の職務を補佐するために設置されるものです。

子どもの気持ちを
丁寧に聴く

必要な
助言・援助

権利侵害からの救済の流れ



こんなことに気づいたら、まずは相談を。

- ・子どもが無視されたり仲間外れにされたりして悩んでいる。
- ・勉強や遊びなどをさせてもらえていない子が近所にいる。
- ・子どもがいる家から毎日怒鳴り声が聞こえてくる。
…など

わたしたちが
あなたと一緒に
考えます



原田 擁護委員



あん 擁護委員

子どもの権利相談

自分のことやまわりのことで気になることや悩み、
言いたいことなどがあれば気軽に相談してください。



子ども用 (通話無料)

おはなし こーる

0120-0874-56

大人用

048-590-5011

相談受付 月～金曜日 10:30～18:00
(祝日、年末年始は休み)

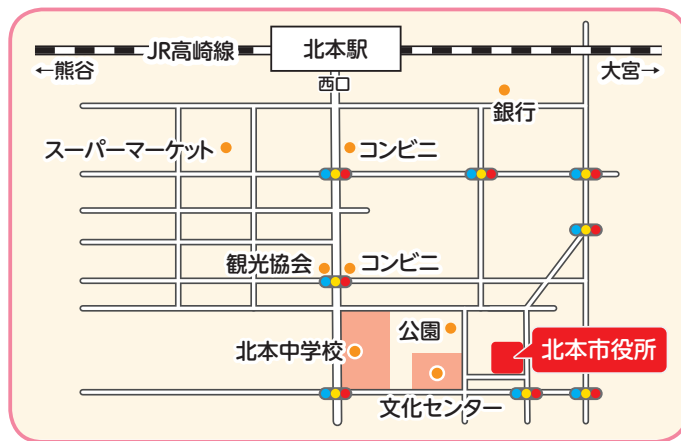


こちらの相談フォームから
いつでも相談できます。



面談
・
手紙

場所・あて先 〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市人権推進課



11月20日は「きたもと子どもの権利の日」です

北本市では、児童の権利に関する条約が国連総会において採択された11月20日を「きたもと子どもの権利の日」としました。多くの方が子どもの権利について関心を高め、理解を深めるため、この日を中心にいろいろな取り組みを行います。

発行

令和5(2023)年3月
北本市総務部人権推進課
北本市福祉部子育て支援課